

(勤務時間等)

第8条 相談員の勤務日及び勤務時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内において、センター所長が割り振るものとする。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、通算の任用期間が6月を超えることが見込まれる相談員であって、次の各号のいずれにも該当しないものに付与するものとする。

- (1) 1年間の勤務日数が47日以下の者
 - (2) 勤務日数及び要勤務日が特定されていない者
 - (3) 労働者性がない者
- 2 相談員に付与する年次有給休暇の日数は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)における任用期間が6月を超える場合にあっては、当該年度において、次の各号に掲げる相談員の区分に応じ当該各号に定める日数とする。
- (1) 週を単位として勤務日の日数が定められている相談員 別表第1の1週間の勤務日の日数及び継続勤務年数の区分に応じ同表に規定する日数
 - (2) 週以外を単位として勤務日の日数が定められている相談員 別表第1の1年間の勤務日の日数及び継続勤務年数の区分に応じ同表に規定する日数
- 3 年度の中途において新たに任用された相談員であって翌年度における年度単位の期間での再任が見込まれるものに付与する初年度の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日数とする。
- (1) 初年度の任用期間が6月を超える場合 別表第1の1年目の欄に規定する日数
 - (2) 初年度の任用期間が6月以内の場合 初年度の任用期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を12で除した数に別表第1の1年目の欄に規定する日数を乗じて得た日数(1月未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)
- 4 年度の中途において任用期間が満了する相談員であって前年度の任用期間が年度単位であったものに付与する任用期間が満了する年度の年次有給休暇の日数は、当該年度の任用期間の月数にかかわらず、別表第1に規定する日数とする。
- 5 年度の中途において新たに任用された相談員であって翌年度の中途において任用期間が満了しそれ以降の再任が見込まれないものに付与する年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日数とする。
- (1) 通算の任用期間が1年6月を超える場合 初年度について別表第1の1年目の欄に規定する日数及び翌年度について別表第1の2年目の欄に規定する日数
 - (2) 通算の任用期間が1年を超え1年6月以内の場合 通算の任用期間について、別表第1の1年目の欄に規定する日数と、12月を超える任用期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を12で除した数に同表の2年目の欄に規定する日数を乗じて得た日数(1月未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とを合計した日数
 - (3) 通算の任用期間が6月を超え1年以内の場合 通算の任用期間について別表第1に掲げる1年目の日数
- 6 年次有給休暇は、1日又は15分(取得時間が1時間未満の場合は、1時間)を取得単位とする。
- 7 当該年度に付与されたにもかかわらず使用しなかった年次有給休暇は、翌年度に限り繰り越すことができるものとする。
- 8 年次有給休暇を使用しようとする相談員は、あらかじめ年休承認願表によりセンター所長に届け出なければならない。

(有給休暇)

第10条 相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員の請求により、有給の休暇を与えるものとし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 相談員(6月以上の任用期間が定められている相談員又は6月以上継続勤務している相談員に限る。)の親族(別表第2の死亡した者欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 同表の死亡した者欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (2) 相談員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めら

れるとき 必要と認められる期間

- (3) 相談員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、相談員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 相談員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該相談員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 相談員及び当該相談員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該相談員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

- (5) 相談員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、相談員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(無給休暇)

第11条 相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員の請求により、無給の休暇を与えるものとし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。ただし、第4号及び第5号の休暇については、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている相談員（週以外を単位として勤務日が定められている相談員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上とされているもの）であって6月以上継続勤務しているものに与えるものとし、第11号の休暇については、6月以上の任用期間が定められている相談員又は6月以上継続勤務している相談員（週以外を単位として勤務日が定められている相談員で1年間の勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に与えるものとする。

- (1) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の相談員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

- (2) 女性の相談員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の相談員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (3) 生後1年に達しない子を育てる相談員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ45分以内の期間（男性の相談員にあっては、その子の当該相談員以外の親が当該相談員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育（当該子と同居してこれを監護することをいう。）する相談員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をすること、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）

- (5) 次に掲げる者（イ及びウに掲げる者にあっては、相談員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び次号において「要介護者」という。）の世話（要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。）を行う相談員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 相談員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者）及び相談員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者及び配偶者の子）

- (6) 要介護者の介護をする相談員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者各々に係る一の要介護期間において、次に掲げるところにより、連続する93日（当該状態となった日前において、当該相談員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、当

該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めてこの号の休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を93日から差し引いた日数）の範囲内の期間

ア 当該休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

イ 当該休暇にあっては、要介護者の介護をする相談員が要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている相談員（週以外を単位として勤務日が定められている相談員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上とされているもの）であって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き任用されないことが明らかであるものを除く。）に与えるものとする。

(67) 女性の相談員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(8) 女性の相談員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定により、保健指導又は健康診査（以下この号及び次号において「保健指導等」という。）を受けるために勤務しないことが相当と認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(9) 女性の相談員が、保健指導等に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(10) 相談員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(11) 相談員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前24号に掲げる場合を除く。）一の年度において、週を単位として勤務日の日数が定められている相談員にあっては別表第3の1週間の勤務日の日数欄に掲げる日数の区分に応じ、週以外を単位として勤務日の日数が定められているにあっては同表の1年間の勤務日の日数欄に掲げる日数の区分に応じ、それぞれ同表の病気休暇日数に掲げる日数の範囲内の期間

(12) 嘱託員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間（無給休暇の例外）

第12条 前条第4号の休暇については、3日を限度として有給の休暇として取り扱うものとする。

2 前条第8号の休暇については、別表第3の病気休暇日数欄に掲げる有給日数を有給の休暇として取り扱うものとする。

（妊産婦である女性嘱託員への母性保護管理措置）

第13条 妊産婦である女性相談員が、保健指導等を受け、医師等から指導を受けた場合、本人からの請求により、市長はその指導を守ることができるよう、次に掲げるところにより、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置について講じるものとする。

(1) 妊娠中の女性相談員が、通勤に利用する交通機関（公共交通機関利用者に限る。）の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響を受ける場合に通勤緩和として無給の休暇を付与する。

(2) 妊娠中の女性相談員の休憩に関する措置として、休憩時間の延長、休憩回数の増加等を講じるものとし、実際に勤務しなかった時間については無給とする。

(3) 妊娠中又は出産後の女性相談員の症状等に対応するため、他の軽易な業務に転換させる。

(育児休業)

第14条 相談員は、市長の承認を受けて、当該嘱託員の子を養育するため、無給の育児休業をすることができる。

2 相談員の育児休業の要件及び効果については、熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の規定の適用を受ける非常勤職員の例による。

3 相談員の育児休業に係る手続については、熊本市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成20年人事委員会規則第1号)の規定の適用を受ける非常勤職員の例による。

(休暇の付与単位)

第15条 年次有給休暇以外における休暇の付与単位は、常勤職員の取扱いに準じるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第16条 相談員の報酬は、月額の場合にあつては191,180円、日額の場合にあつては8,690円とする。

2 報酬は、その月の分を翌月の10日に支給するものとする。ただし、当該支給の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

3 相談員の費用弁償は、熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)に定めるところにより支給する。

(報酬の減額)

第17条 この要綱に別に定めがあるもの及び特に承認を得た場合を除くほか、相談員が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、その勤務しない時間1時間につき1時間当たりの報酬額の減額を行う。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、次のとおりとする。

(1) 月額報酬の場合 報酬月額に12を乗じ、その額を減額される職員が1年間に勤務する時間数で除した額

(2) 日額報酬の場合 報酬日額を減額される職員が1日に勤務する時間数で除した額

3 勤務1時間当たりの報酬額に端数を生じた場合については、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げる。

(公務災害等の補償)

第18条 相談員の公務災害及び通勤災害の補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第50号)の定めるところによる。

(健康診断)

第19条 相談員の健康診断については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第20条 相談員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

別表第1（第9条関係）

年次有給休暇の日数

1週間の勤務 日の日数	1年間の勤務 日の日数	継続勤務年数						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169日から 216日まで	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日から 168日まで	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日から 120日まで	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日から 72日まで	1	2	2	2	3	3	3

備考

- 1 年次有給休暇の日数計算は会計年度によるものとする。
- 2 1週間の勤務時間が28時間45分以上である相談員については、1週間の勤務日の日数が4日以下であっても、1週間の勤務日の日数欄の区分は5日以上の区分とする。
- 3 2年目以降の年次有給休暇は、前年度における全勤務日の8割以上の出勤を前提として付与する。

別表第2（第10条第1号関係）

忌引休暇の日数

死亡した者	日数	
配偶者	7日	
	血族	姻族
1親等の直系尊属（父母）	7日	3日
1親等の直系卑属（子）	5日	1日
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日
2親等の直系卑属（孫）	1日	
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日
3親等の傍系尊属（おじ・おば）	1日	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続の場合の2親等の直系血族は、1親等の直系血族に準ずる。

別表第3（第11条第8号及び第12条関係）

休暇の日数

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	病気休暇日数（うち有給日数）
------------	------------	----------------

5日	217日以上	10日(3日)
4日	169日から216日まで	7日(3日)
3日	121日から168日まで	5日(2日)
2日	73日から120日まで	3日(1日)
1日	48日から72日まで	1日(1日)

消費者問題に関する2015年の10大項目

- 公的機関をかたる詐欺的勧誘が依然高水準 高齢者がターゲットに
- ウイルスメールにより大量の年金情報が流出
- マイナンバー通知開始 便乗詐欺被害が発生
- 分譲マンションの基礎杭データ改ざんが発覚 大手企業への不信感高まる
- 決済手段の多様化によりキャッシュレスが進展 プリカ詐欺も発生
- 消費者トラブルのグローバル化 体制整備始まる
- 大規模自然災害相次ぐ 被害に便乗した消費者トラブルも
- 子供の事故 防止へ向けて引き続き取り組みを強化
- 変わる制度 新たな制度 消費者ホットラインも「188」へ
- 消費者関連法令 次々と見直し

「独立行政法人 国民生活センターホームページより」

H27.5月

消費者月間記念講演会

無料

個人情報を守るためにどのようなことに気をつけなければならないのか、一緒に考えてみませんか。

- ▶ **日時** 5月28日(木) 午後2時～3時半
- ▶ **場所** 国際交流会館7階ホール
- ▶ **演題** 「あなたの情報は狙われている」
- ▶ **講師** 原田 由里さん(一般社団法人ECネットワーク理事)
- ▶ **対象** 市内に住むか通勤・通学する方
- ▶ **定員** 200人(先着順)
- ▶ **申込み** 5月1日から電話(☎334-1500)かインターネット(higomaru-call.jp)で氏名、電話番号をひごまるコールへ ※申込みをした方は、当日直接会場へ。

(消費者センター ☎353-5757)

H27.7月

■ 夏休み親子で学ぶ食育セミナー 無料

～市場で学ぼう「おいしい魚・野菜・果物の流通について」～



【日】8月1日(土) 午前6時～8時半 【場】田崎市場
(西区田崎町484) 【内】実際のセリの様子の見学、生鮮品が生産者からお店に出るまでの流れなどを学ぶ 【対】小学4～6年生と保護者 【定】15組(30人)※先着順 【申】7月3日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H27.7月

■ 夏休み親子LED工作教室 無料

日 7月28日(火) 午前9時半～11時半 **場** ウェルパルクまもと1階大会議室 **内** LEDのしくみを学びながら、省エネを考え、オリジナルランプを作ります **師** パナソニックエコソリューションズ社員 **対** 小学4～6年生と保護者 **定** 15組(30人)(先着順) **申** 7月3日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H27.7月

■ 夏休み親子で学ぶ金融経済セミナー 無料

日 8月4日(火)、6日(木) 午前10時～11時半 **場** 日本銀行熊本支店(中央区山崎町15) **内** お金や銀行の役割などについて学ぶ講座 **対** 小学4～6年生と保護者 **定** 各日15組(30人)(先着順) **申** 7月3日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H27.9月

4 2015.9月号 消費者トラブル・水検定

消費者トラブル注意報！～事例を学んでトラブル防止

事前の知識でトラブルの多くは防げます。賢い消費者になって悪徳業者から身を守りましょう。

相談事例① 劇場型の勧誘

公的機関に似たような名前をかたり、「あなたの個人情報漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にはお金を騙し取る詐欺が増えていきます。
⇒公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと、電話をすることは絶対にありません。個人情報の削除を持ちかける電話がかかってきたら、相手にせず、すぐに電話を切ってください。



相談事例② 突然の借金請求

「30年前の債務の債権譲渡を受けたという業者(債権回収業者)から、督促状が届き始めた。無視していたら、訪問するなどの通知が届き、不安になった。」「年月が経過した債務などに多額の遅延損害金が増額され、以前の会社から債権譲渡を受けたと名乗る見覚えのない会社から請求を受けている。」
⇒消滅時効と考えられるので、請求が来ても承認しないことが大切です。気になるのなら専門家に依頼し、時効の援用通知を提出する方法もあります。ただし、裁判所からの訴状などが届いた時は無視せず専門家に相談しましょう。



法律相談実施中！

弁護士による法律相談(毎月第2・4木曜日 午後1時～4時)
司法書士による多重債務相談(毎週火・金曜日 午後1時～4時)
※相談料無料・要予約

出前講座を行っています

悪徳商法などの被害にあわないための予防啓発活動を行っています。
対 象 市内に住む方、市内の学校など
※講座は30分から2時間の範囲内で、10人以上から受け付けています。

困ったときは、消費者センターへ！

消費者センターでは商品・サービスなどの契約に関することなどの相談を受け付け、解決するためのお手伝いをしています。

一人で悩まず相談を！

消費者センター ☎096-353-2500

(市役所別館自転車駐車場5階)

相談時間/月曜～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

出張相談実施中！

月曜日:北区役所(1階相談室)
火曜日:西区役所(2階相談室)
水曜日:南区役所(2階相談室)
木曜日:東区役所(3階相談室)

毎週出張相談を行っています。
(午後1時～4時)

H27.9月

家電製品の安全・省エネ講座

無料

- ▶日時 9月24日(木) 午前10時～正午
- ▶場所 ウェルバルくまもと1階大会議室
- ▶内容 正しく安全に家電製品を使うための大切な情報、かしこい機器の選び方、省エネ行動を紹介
- ▶講師 一般社団法人 日本電機工業会 福岡支部
- ▶定員 50人(先着順)
- ▶申込み 9月3日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H27.10 月

講演会「楽しく食べて、健康に！」 **無料**

無料

- ▶ **日時** 10月19日(月) 午前10時～正午
- ▶ **場所** ウェルパルクまもと1階大会議室
- ▶ **内容** まんべんなく食べることの重要性や食生活で留意すべきこと、食事を楽しむことの大切さなどの講演
- ▶ **講師** 飛田 昌男さん(キューピー株式会社)
- ▶ **定員** 50人(先着順)
- ▶ **申込み** 10月5日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H27.11 月

相談会・講演会



消費者セミナー「年末にむけて断捨離、
はじめてみませんか」**無料**

無料

住まいの片づけだけではなく、頭や心の中も一緒に片づけていくのが断捨離です。シンプルな暮らしを実践してみましょう。

- ▶ **日時** 11月27日(金) 午前10時～11時45分
- ▶ **場所** ウェルパルクまもと1階大会議室
- ▶ **講師** 藤原 久美子さん(断捨離トレーナー)
- ▶ **定員** 50人(先着順)
- ▶ **申込み** 11月5日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

※専用駐車場はありませんので公共交通機関でお越しください。

消費生活地域見守りサポーター 無料 養成講座

地域でサポーターとして活動する人や、消費者団体で活動する人、消費生活相談員として活動する人を養成するために、消費生活地域見守りサポーター養成講座を開催します。

期 日		内 容
第1回	来年1月9日(土)	・消費者問題って何だろう
第2回	来年1月16日(土)	・消費者問題と法律 ・高齢者をめぐるいろいろなトラブルについて知ろう(事例検討)
第3回	来年2月6日(土)	・多重債務問題 ・高齢者をめぐるいろいろなトラブルについて知ろう(事例検討)
第4回	来年2月20日(土)	・地域における高齢者の防犯 ・地域で協力して高齢者を見守ろう(グループ討議)
第5回	来年2月27日(土)	・地域で協力して高齢者も見守ろう(グループ報告会)

- ▶ 時間 午後1時～4時
- ▶ 場所 熊本県婦人会館2階集会場(熊本市中央区水道町14-21)
- ▶ 講師 弁護士、司法書士、熊本消費者協会など
- ▶ 対象 市内に住む方
- ▶ 定員 50人(抽選)
- ▶ 申込み 12月28日までに電話で消費者センター(☎353-5757)へ

H28.1 月

委・員・募・集

熊本市消費者行政推進委員会

消費者行政推進計画および消費者行政運営状況を検討するための委員を募集します。

- ▶ 任期 平成28年4月～30年3月
- ▶ 対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方
- ▶ 定員 1人(作文・面接による選考)
- ▶ 申込み 1月31日までに「これからの消費者教育について」をテーマに800字以内にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて、郵送、持参または電子メール(shouhisha@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階)へ
(消費者センター ☎353-5757)

H28.1 月

消費者フェア

食品添加物のプラスとマイナス

入場無料

～食品添加物という便利な物の裏側～



期日 1月30日(土)

■講演会「食の裏側」

無料

- ▶ 時間 午後1時半～2時半
- ▶ 場所 現代美術館内アートロフト
- ▶ 講師 安部 司さん(日本の食品添加物評論家)
- ▶ 定員 90人(先着順)
- ▶ 申込み 1月5日午前9時から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

■パネル展示など

- ▶ 時間 午前10時～午後4時
- ▶ 場所 びぶれす広場
- ▶ 内容
 - ・賞味期限・消費期限について
 - ・保存食、発酵食品のレシピ配布
 - ・食品添加物に関するパネル展示
 - ・安部 司さんの著書販売

■安部 司さんによる食品添加物を使った実験

- ▶ 時間 午後2時40分～(講演終了後)
- ▶ 場所 びぶれす広場
(消費者センター ☎353-5757)

H28.1 月

●●●**「若者消費者110番」を実施します**

ひとりで悩んでいるあなた、まずは相談してみませんか。

○電話相談(☎353-2500)

- ▶日時 1月27日(水)～29日(金)
午前9時～午後5時

○無料法律相談(※事前に予約が必要です)

- ▶日時 1月28日(木)～29日(金)
午後1時～4時
- ▶場所 消費者センター(市役所別館自転車
駐車場5階)